暴風警報ならびに特別警報発令時等における児童の登下校について

1 児童の登校前に暴風警報や特別警報が発令されている場合

午前 6 時 20 分より前に解除された場合	通常通り登校する
午前 6 時 20 分から午前 11 時までに 解除された場合	解除2時間後に授業開始 (解除1時間30分後に、通学班ごとに 学校へ向けて出発する)
午前 時までに解除されない場合	休 業(登校しない)

- * これは、**小牧市**に<u>暴風警報や特別警報</u>が発令された場合によるものです。大雨警報は、対象ではありません。
- 2 大雨等で児童の登校が困難な場合
 - * 暴風警報や特別警報が発令されていなくても、豪雨や落雷、道路の冠水などのため 登校時の児童の安全が確保できない場合は、**学校からの連絡がなくても、保護者の判 断で登校を見合わせてください。**またその際は、学校に連絡をお願いします。

【 村中小学校 ☎ 73-7677】

- 3 児童の登校後に暴風警報や特別警報が発令された場合
 - * 授業を中止し、安全を確認して児童を速やかに下校させます。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保し、保護者に引き取り依頼の連絡をします。
- 4 大雨等で下校が困難な場合
 - * 暴風警報や特別警報が発令されていなくても、豪雨や落雷、道路の冠水などのため 下校時の児童の安全が確保できない場合は、児童を校内にて待機させ、**保護者に引 き取り依頼の連絡をします。**

非常事態発生時の児童の引き渡しについて

- 1. 引き渡しが予想される緊急事態
 - ・大規模地震が発生、または発生するおそれがあり、警戒宣言が発表された場合
 - ・大雨などの天候の急変(警報発令を含む)や、また風水害の発生が予想される場合
 - ・感染症が拡大し、学校の活動を停止する場合
 - ・不審者や近隣地域での凶悪事件の発生など、児童に危害が及び恐れがある場合
 - ・ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合

など

2. 保護者引き渡しについての連絡手段

- (1) 通信手段(緊急配信メールや電話)が使えるとき
 - ・「保護者への引き渡し」を実施する場合は、原則、学校から保護者へのメール配信や電話により連絡します。引き渡しの場所や方法については、そのときの状況に応じて決定し、それを含めてメール等で連絡し、依頼します。
- (2) 一切の通信手段が途絶え、連絡できないとき
 - ・ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。上記の「引き渡しが予想される緊急事態」を踏まえて、保護者の判断で来校をお願いします。なお、通信手段が使えない場合は、状況に応じて学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3. 引き取りに来られる方について

・原則、年度初めに「家庭環境調査票」に記入された方でお願いします。

4. 引き渡しの手順

- · 引き取り者が来校するまで、児童は学校で待機させます。
- ・ 地震が発生した場合は、徒歩での来校をお願いします。